

地震被災後の建築物の調査

地震被災後、被災者支援に関する建築物の調査は主に3種類あります。
建築物に被害が生じた時は、必要な調査を受けましょう。

① 被災建築物応急危険度判定

地震直後、早急に、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するとともに、被災者がそのまま自宅にいてよいか、避難所へ避難したほうがよいかなどを判定するために、市が行う調査です。

② り災証明

被災者への各種の支援施策や税の減免等を被災者が申請するにあたって必要とされる家屋の被害程度を、市が証明するものです。

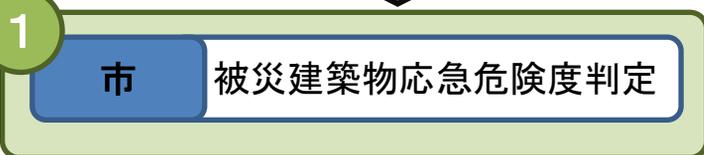
り災証明のための被害状況調査は、被災した家屋の損害割合を算出することによって、資産価値的観点からの被害程度(全壊、半壊等)を明らかにする調査です。

③ 被災度区分判定

被災した建築物の残存耐震性能を把握し、その建築物を引き続き使用する為どのような補修等をしたら良いか、建築の専門家が詳細に調べて、復旧の方法を決定するための調査です。

※被災度区分判定及び復旧計画の作成には一定の費用が掛かります。

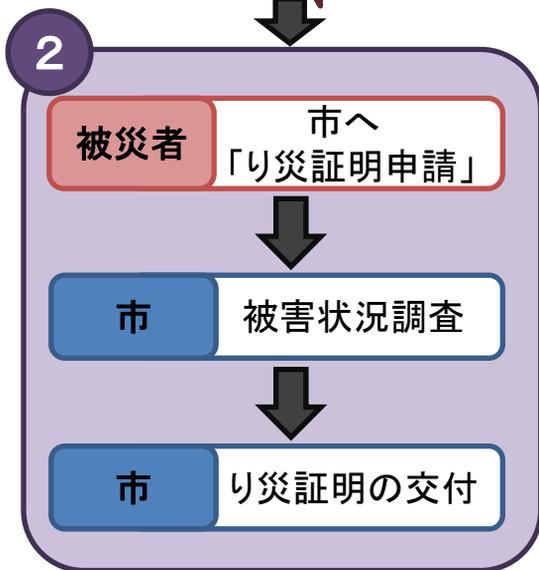
調査の流れ



継続使用

明らかに復旧不可能

被災者 解体・撤去



被災者 被災者に対する各種支援の申請